

エネルギー需給安定行動計画
別添3 政府のエネルギー規制・制度改革
アクションプラン

平成23年11月1日
エネルギー・環境会議決定

政府のエネルギー規制・制度改革アクションプラン

～電力システム改革、再生可能エネルギー導入、省エネルギーの推進に向けて～

目次

はじめに	～規制改革アクションプランの目的	1
1. 第一の重点	～電力システムの改革	1
	(1) 分散型電源の活用拡大（自家発や再生可能エネルギー等の分散型原電の 参入促進とこれを支える送配電事業の中立性・公平性強化）	
	(2) スマートメーターの導入促進と柔軟な電気料金メニューの設定 （需要家に対するピークカット・省エネ行動を促す料金メニューの拡充・拡大）	
	(3) 卸市場の活性化によるコスト低減	
2. 第二の重点	～再生可能エネルギーの導入加速	7
	(1) 太陽光発電	
	(2) 風力発電	
	(3) 地熱発電	
	(4) 水力発電・バイオマス	
	(5) 再生可能エネルギー電源共通項目	
3. 第三の重点	～省エネルギーの推進	15
	(1) 需要側における電力ピーク対策の導入	
	(2) 蓄電池の利用拡大	
	(3) 民生部門を中心とした省エネ規制の徹底・強化	
	(4) 熱エネルギーの有効利用の促進	
おわりに	～規制・制度改革の重点課題の実行に向けたプロセス	21
別表	～国民的な議論を深めるために	22

はじめに ～規制改革アクションプランの目的

エネルギー・環境会議は、「当面のエネルギー需給安定策～エネルギー構造改革の先行実施～」¹に掲げる「エネルギー需給関連の規制・制度改革リスト²」を具体化した「政府のエネルギー規制・制度改革アクションプラン」（以下「規制改革アクションプラン」という。）を策定する。エネルギー需給安定行動計画本体や電力会社の需給対策アクションプランと相まって、エネルギー構造改革を先行的に実施し、当面のピーク時の電力不足と電力コストの上昇を最小化する。

規制改革アクションプランにおいては、①電力システムの改革、②再生可能エネルギーの導入加速（供給構造改革）、③省エネルギーの推進（需要構造改革）の3点を柱とし、現時点で政府が取り組むこととしている又は検討中の規制・制度改革事項を別表の「実施・検討事項詳細リスト」に取りまとめた。

その中から、重点課題を以下のとおり掲げる。これらの重点課題については、検討を担う各省から年末にエネルギー・環境会議に進捗状況を報告し、年度末には検討結果の報告を行う。これらの重点課題については、原則として、今年度中に結論を得て、速やかに措置する。

1. 第一の重点 ～電力システムの改革

第一が電力システムの改革である。その重点は、分散型電源も活用した電力事業への参入加速と需要家の主体的な行動に基づく省エネを加速するための対応であり、①分散型電源の活用拡大、②スマートメーターの導入促進と柔軟な電気料金メニューの設定、③卸市場の活性化によるコスト低減の3点である。

ここで掲げる規制・制度改革項目は、当面のエネルギー需給安定対策の一環として、来年夏の電力需給問題の解決に資する比較的即効性のある事項を取りまとめたものである。したがって、これらの重点事項は今年度中に結論を得て、速やかに措置することを原則とする。

なお、電力システムの改革に関しては、ここで取り上げる項目に限定されるものではない。エネルギー・環境会議が中間的な整理³で示した考え方を踏まえ、発送電分離や原子力事業の在り方も含めた電力改革について、政府内で検討を進める。

¹ 「当面のエネルギー需給安定策～エネルギー構造改革の先行実施～」（平成23年7月29日エネルギー・環境会議決定、平成23年8月5日閣議決定「日本再生のための戦略に向けて」別紙1）

² 「エネルギー需給関連の規制・制度改革リスト」の項目のうち、原子力関連については、別途検討が行われる。

³ 『革新的エネルギー・環境戦略』策定に向けた中間的な整理（平成23年7月29日エネルギー・環境会議決定、平成23年8月5日閣議決定「日本再生のための戦略に向けて」別紙2）

(1) 分散型電源の活用拡大（自家発や再生可能エネルギー等の分散型原電の参入促進とこれを支える送配電事業の中立性・公平性強化）

○重点番号1：自家発補給契約の見直し

【改革の方向性】

自家発等の保有者は、発電機を系統に連系する際の事実上の要件として、自家発の故障等に備えた自家発補給契約（バックアップのための売電契約）を電力需給契約とセットで締結することを求められている。自家発の供給力の有効かつ積極的な活用の観点から、自家発補給契約のみを異なる電気事業者と締結することを実質的に可能とするなど、自家発保有者の負担を実質的に引き下げる方向でルールを見直す。

【検討の対象】

対 象：ガイドライン等で手続等を明記の上、関係事業者の適切な対応を促す
検討の場：経済産業省

【結論を得る時期等】

- ・ エネルギー・環境会議「エネルギー需給安定関連の規制・制度改革リスト」掲載項目
- ・ 23年度中に結論、速やかに措置。

○重点番号2：インバランス料金の引き下げ

【改革の方向性】

発電事業者の事故時のリスクを低減させ、自家発等の積極的な活用を図る観点から、夜間等、需要の低い時期等において、特定規模電気事業者及び卸電力取引所利用時の託送に係る同時同量ルールに基づくインバランス料金の水準を客観的データに基づいて大幅に引き下げ、その関連データを公開する方向で見直す。

【検討の対象】

対 象：ガイドライン等で手続等を明記の上、一般電気事業者の託送供給約款の改定を促す
検討の場：経済産業省

【結論を得る時期等】

- ・ エネルギー・環境会議「エネルギー需給安定関連の規制・制度改革リスト」掲載項目
- ・ 23年度中に結論、速やかに措置。

○重点番号3：自家発余剰電力の有効活用

【改革の方向性】

電力需給が逼迫している中で、需要家が自家発で発電した電気を、電力会社の系統（送電網）を活用して別の需要地にある自社又は関係会社等で有効活用することなどにより、需要家による節電の取組の選択肢を拡大する。

【検討の対象】

対 象：一般電気事業者による運用

検討の場：経済産業省

【結論を得る時期等】

- ・ エネルギー・環境会議「エネルギー需給安定関連の規制・制度改革リスト」掲載項目
- ・ 速やかに結論、年内に措置（今冬の需給対策としても活用）。

○重点番号4：送電における広域的運用の実施

【改革の方向性】

再生可能エネルギーの導入拡大の観点から、特に東日本地域において、隣接する一般電気事業者の調整力（余剰電力発生時等の下げしろ等）を活用することにより、風力発電等の導入量を拡大する方向で運用を見直し、その内容を公表する。

中期的には、再生可能エネルギーの導入拡大や自家発等を活用した広域的な電力供給を更に促すため、50ヘルツ地域、60ヘルツ地域全体でインバランス算定を行うとともに、30分一定量の計画値によらずとも連系線の利用を可能とすることを含めて検討する。

【検討の対象】

対 象：一般電気事業者による運用

検討の場：経済産業省

【結論を得る時期等】

- ・ エネルギー・環境会議「エネルギー需給安定関連の規制・制度改革リスト」掲載項目
- ・ 23年度中に結論、速やかに措置。

○重点番号5：再生可能エネルギーの優先接続・優先給電ルールの整備

【改革の方向性】

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法で規定された、再生可能エネルギーの系統への接続について電力会社が接続を拒否できる場合を具体的に定める等、再生可能エネルギーの多様なプレーヤーによる導入を促すための接続ルールを整備、公表する。また、一般電気事業者は接続の可否の判断について接続申請者に対し説明責任を負い、紛争となる場合には、一般電気事業者が一義的な挙証責任を負う方向で、中立的な第三者が裁判外紛争処理（ADR）を行うよう、ルールを策定する。

【検討の対象】

対 象：電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に係る制度整備、送配電等業務支援機関ルールの改定

検討の場：経済産業省

【結論を得る時期等】

- ・ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法成立（平成23年8月）
- ・ 電気事業法の一部改正法成立（平成23年8月）
- ・ 23年度中に結論、再生可能エネルギーの買取制度の導入に合わせて措置。

（2）スマートメーターの導入促進と柔軟な電気料金メニューの設定

（需要家に対するピークカット・省エネ行動を促す料金メニューの拡充・拡大）

○重点番号6：柔軟な料金メニューの設定による需要家に対するピークカット・省エネの誘因強化

【改革の方向性】

産業・業務・家庭すべての部門において需給動向の変化を踏まえた柔軟な料金メニューを設定し、需要家による主体的なピークカット・省エネ促進に向けたインセンティブを強化する。

【検討の対象】

対 象：一般電気事業者による供給約款・選択約款等

検討の場：経済産業省

【結論を得る時期等】

- ・ エネルギー・環境会議「当面のエネルギー需給安定策～エネルギー構造改革の先行実施～」において、方向性の提示
- ・ 23年度中に結論、速やかに措置

○重点番号7：スマートメーターの導入加速化のための制度的枠組み

【改革の方向性】

スマートメーターを今後5年以内に総需要の8割まで集中整備するとの政府目標に向け、一般電気事業者によるメーターの加速的な導入を制度的に担保する仕組みを整備する。併せて、スマートメーターの導入インセンティブを付与する観点から、計量法に基づく検定手数料を引き下げる方向で見直しを行う。

【検討の対象】

対 象：(スマートメーター導入) 新規に制度的に担保する仕組みを整備
(計量法に基づく検定料) 計量法関係手数料令
検討の場：経済産業省

【結論を得る時期等】

- ・ エネルギー・環境会議「当面のエネルギー需給安定策～エネルギー構造改革の先行実施～」において、導入目標の前倒しが決定（5年以内に総需要の8割）
- ・ 23年度中に結論、短期的導入策（高圧部門）、導入ロードマップ（低圧部門）を策定。検定手数料は23年度内に結論、速やかに措置。

○重点番号8：スマートメーターのインターフェース標準化

【改革の方向性】

家庭におけるエネルギー使用情報の活用による一層の省エネを図るべく、スマートメーターと HEMS との情報連携に必要なインターフェースの標準化及びその前提となる電力各社等から提供されるデータフォーマットの統一を行う。

【検討の対象】

対 象：ガイドライン等の新規策定
検討の場：経済産業省

【結論を得る時期等】

- ・ エネルギー・環境会議「当面のエネルギー需給安定策～エネルギー構造改革の先行実施～」において、導入目標の前倒しが決定（5年以内に総需要の8割）
- ・ 23年度中に結論、速やかに措置。

（3）卸市場の活性化によるコスト低減

○重点番号9：卸・IPPの発電余力の活用

【改革の方向性】

卸電気事業者及び卸供給事業者（IPP等）については、通常、一般電気事業者との契約において40～80%の利用率をベースとした発電パターンが定められているが、夜間等の発電余力を活用することは、社会全体としてのコスト低減に資する。このため、卸電気事業者及び卸供給事業者に対し卸電力取引所等を通じた売却、一般電気事業者及び特定規模電気事業者（PPS）に対し積極的な電源調達をそれぞれ促す観点から、卸供給契約とは別途、発電した電力の売買が可能となるよう措置する。

【検討の対象】

対 象：電気事業法第22条の解釈の見直し、ガイドライン等で手続等を明記
検討の場：経済産業省

【結論を得る時期等】

- ・ エネルギー・環境会議「エネルギー需給安定関連の規制・制度改革リスト」掲載項目
- ・ 速やかに結論、年内に措置（今冬の需給対策としても活用）。

2. 第二の重点 ～再生可能エネルギーの導入加速

第二が再生可能エネルギーの導入加速である。再生可能エネルギー電源に共通する課題としては、①系統連系の円滑化、②立地規制の見直し、③新技術・新製品に対応した保安規制の見直しの3点が挙げられる。

①系統連系の円滑化

電力系統への接続等に関するオープンアクセスルールを整備するとともにその厳格な運用を確保するなど、再生可能エネルギーの導入の前提となる共通基盤として極めて重要である系統連系を円滑化する。(例：電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定された接続義務に関するルールの早期策定と実行、電気事業法改正に規定された送配電等業務支援機関による紛争処理の仕組みの早期実行、再生可能エネルギー導入のための系統強化のプランの早期策定・実行など)。

②立地規制の見直し

立地地点・利用場所ごとに求められる開発許可や権利調整等について、手続の簡素化・柔軟化・許可要件の明確化を行う(例：自然公園法の許可要件の明確化、耕作放棄地等の有効利用を図るための農地法・森林法の特例的措置、工場立地法上の手続きの見直しなど)。

なお、立地規制の見直しに際しては、農林水産業等との連携も含め、地域における合意を形成していくような取組も行う。

③新技術・新製品に対応した保安・安全規制等の見直し

技術進歩等による安全性の向上等を踏まえ、保安規制・安全規制を合理化する(例：大規模太陽光発電に関する電気事業法上の保安規制の見直しなど)。

来年7月から施行予定の固定価格買取制度と相まって、再生可能エネルギーの導入の起爆剤になるよう、第一の重点である電力システムの改革(重点番号4及び5)に掲げられた系統利用や系統強化に関する制度整備に鋭意取り組むことに加え、以下に掲げる電源別の重点課題について取組・検討を加速する。これらの課題については、自然公園や森林の保護、農地の確保、安全の確保といった観点との両立を図りながら、今年度中に結論を得て、速やかに措置することを原則とする。

(1) 太陽光発電

太陽光発電は、他の再生可能エネルギー電源よりも比較的短期に設置が可能であり、短期の需給対策としての効果も期待できる。太陽光発電設備は、電気事業法上の電気工作物や工場立地法上の生産施設として位置づけられているが、新技術・新

製品の登場に対応した規制の在り方の見直しや各種手続きに要する期間の短縮・透明化が課題となる。

○重点番号 10：電気事業法上の保安規制の見直し

【改革の方向性】

500kW以上の太陽光発電設備に求められる工事計画届出及び使用前安全管理検査の不要範囲を拡大するとともに、使用前安全管理検査における負荷遮断試験等の試験方法を合理化する。

【検討の対象】

対 象：電気事業法施行規則第 65 条、別表第 2（工事計画届出の対象）
「電気事業法施行規則第 73 条の 4 に定める使用前自主検査の方法の解釈」

検討の場：経済産業省

【結論を得る時期等】

- ・ 22 年 9 月に閣議決定された「工事計画届出・審査等の対象外となる太陽光発電の範囲拡大」の前倒し実施及び内容拡充。
- ・ エネルギー・環境会議「エネルギー需給安定関連の規制・制度改革リスト」掲載項目
- ・ 工事計画届出及び使用前安全管理審査の不要範囲拡大については、23 年度中に結論、速やかに措置。
- ・ 負荷遮断試験棟の試験方法合理化については、24 年度中に結論、速やかに措置。

○重点番号 11：工場立地法上の取扱いの見直し

【改革の方向性】

メガソーラー（1000kW以上の大規模太陽光発電施設）の立地制約として指摘されている工場立地法上の生産施設面積規制について検討し、所要の見直しを行う。

【検討の対象】

対 象：工場立地法第 4 条に基づく準則改正

検討の場：経済産業省

【結論を得る時期等】

- ・ 21年12月の閣議決定を踏まえ、22年6月に自家消費用の太陽光発電設備の設置面積を環境施設面積に算入可能とする規制・制度改革を実施済み。売電用の太陽光発電設備に関する取扱については、今回新たに検討する項目。
- ・ 23年度中に結論、速やかに措置。

(2) 風力発電

風力発電の適地は、住居エリアから離れた風況の良い場所、主に山間部の山稜部や港湾・海岸近辺であり、これらの土地利用に関する規制のうち、立地調整の円滑化が重要課題となる。また、今後の開発拡大に期待が寄せられている洋上風力発電については、その導入の円滑化に向けた制度環境を整備することが課題である。

○重点番号12：自然公園における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドラインの見直しの検討

【改革の方向性】

風力発電の適地の一部は自然公園内にも存在する。自然公園における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドラインについて、事業者等の意見を聴取した上で、風力発電の特性を踏まえた見直しを行うことを検討する。

【検討の対象】

対 象：「風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」
検討の場：環境省

【結論を得る時期等】

- ・ 22年6月の閣議決定に基づき、23年3月にガイドラインを策定・公表。
- ・ エネルギー・環境会議「当面のエネルギー需給安定策工程表」掲載項目
- ・ エネルギー・環境会議「エネルギー需給安定関連の規制・制度改革リスト」掲載項目
- ・ 23年中に事業者等の意見を聴取した上で、見直しを検討。

○重点番号13：洋上風力発電に関する制度環境の整備

【改革の方向性】

洋上風力発電に関する制度環境を整備すべく、大規模な総合実証実験海域の整備や、漁場利用との調整円滑化に向けた仕組みを検討するとともに、建築基準法、電気事業法その他の関係法令上の取扱い等の諸規制の適用のあり方について整理・検討する。

【検討の対象】

対 象：海洋再生可能エネルギー利用促進のための制度整備方針（仮称）の策定、洋上風力に関する諸規制についての整理・検討

検討の場：総合海洋政策本部、国土交通省、経済産業省、その他関係省庁

【結論を得る時期等】

- ・ 20年3月に閣議決定された「海洋基本計画」において、洋上風力発電の実用化に向けて、必要な取組や検討を進めていくこととされている。
- ・ 22年6月に閣議決定された「新成長戦略」において、漁業協同組合との連携等による洋上風力開発の推進等への道を開くこととされている。
- ・ エネルギー・環境会議「エネルギー需給安定関連の規制・制度改革リスト」掲載項目
- ・ 海洋再生可能エネルギー利用促進のための制度整備方針（仮称）については、23年中に検討開始、24年春頃に総合海洋政策本部会合で決定し、逐次措置。
- ・ 洋上風力に関する諸規制についての整理・検討については、23年度中に検討開始、結論を得られたものから逐次措置。

（3）地熱発電

地熱発電は、出力が安定しており、設備利用率も高いといった特徴を有する。地熱資源は、火山国である我が国に豊富に存在するエネルギー資源である一方で、森林地域や自然公園に集中して存在している。地熱発電を推進するために、これらの地域における自然公園法等に基づく立地規制の許可要件の明確化とともに、温泉利用等との調整も重要課題である。

○重点番号14：自然公園法に基づく立地規制の許可要件の明確化等（地熱発電）

【改革の方向性】

地熱発電施設を当分の間6か所に限定するという通知を廃止し、傾斜掘削による自然公園の地下開発であれば許可可能である旨通知するとともに、自然公園の区分や開発段階（地表探査、掘削調査、発電設備設置等）ごとに、許可が可能となる要件や方法を検討し、明確化する。併せて、具体的な案件を対象に関係者の合意形成・連携促進のための優良事例の形成を図る。

【検討の対象】

対 象：自然公園法施行規則第11条、地熱発電に係る過去の通知

検討の場：環境省

【結論を得る時期等】

- ・ 22年6月の閣議決定において、地熱発電に係る過去の通知を見直し、傾斜掘削について、個別に判断する際の考え方を明確にするとともに、国立公園等の地表部に影響のない方法による事業計画であれば許可できる旨新たに通知するための調査・検討に着手することとされている。
- ・ エネルギー・環境会議「当面のエネルギー需給安定策工程表」掲載項目
- ・ エネルギー・環境会議「エネルギー需給安定関連の規制・制度改革リスト」掲載項目
- ・ 23年度中に結論、速やかに措置。

○重点番号15：温泉法における掘削許可の判断基準の考え方の策定

【改革の方向性】

地熱発電のための掘削が温泉に及ぼす影響について、関係者に意見を聴取の上、科学的に検討を行い、温泉法における掘削許可の判断基準の考え方を策定する。

【検討の対象】

対 象：温泉法第4条の運用
検討の場：環境省

【結論を得る時期等】

- ・ 22年9月の閣議決定において、地熱発電を推進するため、温泉法における掘削許可の判断基準の考え方を策定し、ガイドラインとして運用するよう23年度中を目途に通知することとされている。
- ・ エネルギー・環境会議「当面のエネルギー需給安定策工程表」掲載項目
- ・ エネルギー・環境会議「エネルギー需給安定関連の規制・制度改革リスト」掲載項目
- ・ 23年度中に結論・措置。

(4) 水力発電・バイオマス

小水力発電やバイオマスについては、地域資源の有効活用策としても期待が寄せられている。

小水力発電に関しては、過去に閣議決定された改革事項を含め、一連の規制・手続き等に関して、見直しを進めていく。具体的には、従属発電に係る水利使用許可手続の簡素化・標準処理期間の短縮化、一定の小水力発電に係る河川環境調査等の不要化を行うとともに、発電水利権の許可手続に関する相談窓口を設置する。加えて、小水力発電施設に係る構造基準の検討、河川環境への影響度に係る調査研究を

行う。

バイオマスについては、実態把握を行いつつ、バイオマス資源の利用円滑化に向けた規制・制度面の見直しについて検討を進めていく。

(5) 再生可能エネルギー電源共通項目

再生可能エネルギーの導入加速に向けた重要課題である①系統連系の円滑化、②立地規制の見直し、③新技術・新製品に対応した保安規制の見直しについて(1)～(4)で掲げた重点事項に加えて、再生可能エネルギーに共通の重点事項は以下の通り。

太陽光発電、風力発電といった個々の電源に着目するだけでなく、こうした共通項目についても、再生可能エネルギーの導入加速に向けた制度環境を整備することが重要課題である。

○重点番号16：農山漁村における導入促進に係る農林地等の利用調整の円滑化

【改革の方向性】

農山漁村において再生可能エネルギーの導入を促進するため、食料供給及び国土保全と両立する土地等の利用調整に関する適切な方針に基づき再生可能エネルギー発電施設を導入する場合の農地法、森林法の特例、耕作放棄地の集約化や農地の換地に関する特例措置等を講ずるための制度の創設に関する課題について検討を行う。

【検討の対象】

対 象：農地法、森林法など
検討の場：農林水産省

【結論を得る時期等】

・23年度中に結論を得る。

○重点番号17：国有林野における許可要件・基準の見直し

【改革の方向性】

再生可能エネルギー発電事業及び再生可能エネルギー発電附属のエネルギー供給事業（熱供給や蒸気供給等）に公共性・公益性を認めることも視野に入れつつ、これらの事業の用に国有林野を使用させる場合について明確化するよう関係省庁間で検討・整理する。

【検討の対象】

対 象：再生可能エネルギー発電事業等の用への国有林野の使用に係る関係
法令等

検討の場：財務省、農林水産省

【結論を得る時期等】

- ・エネルギー・環境会議「エネルギー需給安定関連の規制・制度改革リスト」
掲載項目
- ・23年度中に検討・結論。

○重点番号18：地球温暖化対策地方公共団体実行計画における再生可能エネルギー導入の位置づけ強化**【改革の方向性】**

地方公共団体が主導した再生可能エネルギーや未利用エネルギーの導入促進のため、地球温暖化対策法において策定義務が課されている地方公共団体実行計画における導入目標の設定の在り方、条例との連携等について検討する。

【検討の対象】

対 象：地球温暖化対策推進法（地方公共団体実行計画策定マニュアルを含む）

検討の場：環境省

【結論を得る時期等】

- ・エネルギー・環境会議「当面のエネルギー需給安定策工程表」掲載項目
- ・23年度に検討開始、24年度中に措置。

○重点番号4：送電における広域的運用の実施（再掲）**【改革の方向性】**

再生可能エネルギーの導入拡大の観点から、特に東日本地域において、隣接する一般電気事業者の調整力（余剰電力発生時等の下げしろ等）を活用することにより、風力発電等の導入量を拡大する方向で運用を見直し、その内容を公表する。

中期的には、再生可能エネルギーの導入拡大や自家発電等を活用した広域的な電力供給を更に促すため、50ヘルツ地域、60ヘルツ地域全体でインバランス算定を行うとともに、30分一定量の計画値によらずとも連系線の利用を可能とすることを含めて検討する。

【検討の対象】

対 象：一般電気事業者による運用
検討の場：経済産業省

【結論を得る時期等】

- ・エネルギー・環境会議「エネルギー需給安定関連の規制・制度改革リスト」掲載項目
- ・23年度中に結論、速やかに措置。

○重点番号5：再生可能エネルギーの優先接続・優先給電ルールの整備（再掲）

【改革の方向性】

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法で規定された、再生可能エネルギーの系統への接続について電力会社が接続を拒否できる場合を具体的に定める等、再生可能エネルギーの多様なプレーヤーによる導入を促すための接続ルールを整備、公表する。また、一般電気事業者は接続の可否の判断について接続申請者に対し説明責任を負い、紛争となる場合には、一般電気事業者が一義的な挙証責任を負う方向で、中立的な第三者が裁判外紛争処理（ADR）を行うよう、ルールを策定する。

【検討の対象】

対 象：電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に係る制度整備、送配電等業務支援機関ルールの改定
検討の場：経済産業省

【結論を得る時期等】

- ・電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案成立（平成23年8月）
- ・電気事業法の一部改正法案成立（平成23年8月）
- ・23年度中に結論、再生可能エネルギーの買取制度の導入に合わせて措置。

3. 第三の重点 ～省エネルギーの推進

第三が省エネルギーの推進である。その重点事項は、①需要側における電力ピーク対策の導入、②蓄電池の利用拡大、③民生部門を中心とした省エネ規制の徹底・強化、④熱エネルギーの有効利用の促進の4点である。これに加え、第一の重点である電力システムの改革に掲げられている電気料金制度改革（重点番号6, 7, 8）や、需要家保有の分散型電源の導入拡大に資する制度改革（重点番号1～5）に取り組むことにより、エネルギーの需要構造改革を促すものであり、今年度中に解決することを原則とする。

(1) 需要側における電力ピーク対策の導入

これまでの需要側の対策は、化石燃料資源の使用抑制が中心であったが、東日本大震災に伴う大規模な電力の供給制約という新たな課題の顕在化、エネルギー制御システムや再生可能エネルギー、蓄電池・蓄熱槽の技術進歩等を踏まえ、需要側の追加対策として、ピーク対策の導入を検討する。

○重点番号19：省エネ法における電力ピーク対策の積極評価

【改革の方向性】

工場等のエネルギー対策において、エネルギー使用量の原単位改善に加え、太陽光発電やコジェネレーション、自家発電等の分散型電源、蓄電池等によるピークの平準化を総合的に評価できる体系とする。ピークシフトの目標を設定し、その目標を達成すれば、エネルギー使用量の原単位改善目標を緩和できることとすることについて検討する。

【検討の対象】

対 象：省エネ法

検討の場：経済産業省 総合資源エネルギー調査会省エネルギー部会

【結論を得る時期等】

- ・ エネルギー・環境会議「当面のエネルギー需給安定策」掲載項目
- ・ エネルギー・環境会議「革新的エネルギー・環境戦略に向けた中間的な整理」掲載項目
- ・ 23年中に検討を開始し、結論を得られたものから逐次措置。法的対応が必要な場合には次期通常国会で提出。

○重点番号20：需要側の電力ピーク対策における供給事業者側の協力

【改革の方向性】

需要側において電力ピーク対策を実施するためには、エネルギー情報を把握するエネルギー供給事業者からの協力が必要不可欠である。そのため、個々の需要家に対するエネルギー情報の提供、スマートメーターの導入等から構成される協力計画の策定・公表を義務づけることについて検討する。

【検討の対象】

対 象：省エネ法

検討の場：経済産業省 総合資源エネルギー調査会省エネルギー部会

【結論を得る時期等】

- ・ エネルギー・環境会議「当面のエネルギー需給安定策」掲載項目
- ・ エネルギー・環境会議「革新的エネルギー・環境戦略に向けた中間的な整理」掲載項目
- ・ 23年中に検討を開始し、結論を得られたものから逐次措置。法的対応が必要な場合には次期通常国会で提出。

(2) 蓄電池の利用拡大

ピーク時の電力不足、太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入促進、街まるごとのスマートシティ化の対応として、蓄電池の利用を拡大していくことが重要である。特に、近年大型化が進んでいる定置用リチウムイオン蓄電池については、我が国が優れた技術を有する分野であり、その実用化・市場化を加速するためにも、安全規制を適正化していくことが重点課題である。

○重点番号21：リチウムイオン電池の取扱い規制の見直し

【改革の方向性】

リチウムイオン電池の現在の規制について、電気用品安全法等の関連する規制を踏まえ、事業者及び関係省庁を交えた検討会等を開催の上、安全性の確保を大原則としつつ、封口前後の状態に応じた危険性を再検証し、その結果に応じて取扱いの変更を行う。

【検討の対象】

対 象：消防法

検討の場：総務省 検討会

【結論を得る時期等】

- ・ 23年7月の閣議決定事項の前倒し。
- ・ エネルギー・環境会議「エネルギー需給安定関連の規制・制度改革リスト」掲載項目
- ・ 23年中に結論、速やかに措置。

○重点番号22：リチウムイオン電池の非常用電源としての使用解禁

【改革の方向性】

リチウムイオン電池を消防法上の非常用電源の蓄電池設備として活用できるよう、所要の規程を整備する。

【検討の対象】

対 象：消防法
検討の場：総務省

【結論を得る時期等】

- ・ 現在、リチウムイオン電池を非常用電源の蓄電池設備として用いる場合に必要とされる安全対策について検討中。
- ・ 年内に結論を得た上で、消防法施行規則に基づく消防庁告示を改正する予定。

(3) 民生部門を中心とした省エネ規制の徹底・強化

省エネを推進するためには、我が国のエネルギー需要の1/3を占め、特に対策が遅れている民生部門の対策の強化が重要課題である。機器単体の省エネから、システムとしての省エネを進めるため、省エネや見える化に役立つエネルギー・マネジメント・システム（住宅向けのHEMS/建物向けのBEMS）やネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）/ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）の導入促進策、公共建築物による率先導入に加えて、関係省庁の連携の下、外壁・窓等の断熱性能に加え、照明・空調・給湯器等の高効率化、太陽光発電等の創エネ等を総合的に評価する省エネ基準を整備することを含め、省エネ基準の見直しを行うとともに、基準適合の段階的義務化に向けた検討等を行う。

○重点番号23：住宅・建築物の省エネ基準の見直し

【改革の方向性】

現行の住宅・建築物の省エネ基準について、外壁・窓等の断熱性能に加え、照

明・空調・給湯器等の高効率化、太陽光発電等の創エネについても総合的に評価する方向で見直しを行う。また、建築物について、現行の基準適合率等も踏まえつつ、省エネ基準を強化する。

【検討の対象】

対 象：省エネ法等

検討の場：国土交通省・経済産業省合同によるWG等

【結論を得る時期等】

- ・ 22年6月の閣議決定において、建築物について、24年度の施行に向けて、23年度中に建築物全体でのエネルギー消費量を総合化した新基準を策定すること、住宅について、住戸全体のエネルギー消費の基準を検討することとされている。
- ・ エネルギー・環境会議「当面のエネルギー需給安定策工程表」掲載項目
- ・ エネルギー・環境会議「エネルギー需給安定関連の規制・制度改革リスト」掲載項目
- ・ 建築物については24年度中に施行。
- ・ 住宅については24年度以降できる限り早期に施行。

○重点番号24：住宅・建築物のラベリング制度の充実

【改革の方向性】

住宅・建築物の省エネ性能を評価するラベリング制度の充実を図り、「見える化」を促進する。

【検討の対象】

対 象：省エネ法等

検討の場：国土交通省・経済産業省合同によるWG等

【結論を得る時期等】

- ・ 22年6月、23年3月の閣議決定において、省エネ性能の「見える化」を促進することとされている。
- ・ エネルギー・環境会議「エネルギー需給安定関連の規制・制度改革リスト」掲載項目
- ・ 23年度中に検討開始。

○重点番号25：住宅・建築物の省エネ基準適合の段階的義務化

【改革の方向性】

2020年までに全ての新築住宅・建築物について段階的に省エネ基準適合義務化を実現するため、義務化の対象、時期、必要な支援策などについて、関係省庁が連携しながら検討を行う。

【検討の対象】

対 象：省エネ法等

検討の場：国土交通省・経済産業省合同によるWG等

【結論を得る時期等】

- ・ エネルギー・環境会議「当面のエネルギー需給安定策工程表」掲載項目
- ・ エネルギー・環境会議「エネルギー需給安定関連の規制・制度改革リスト」掲載項目

(4) 熱エネルギーの有効利用の促進

我が国のエネルギー消費の相当程度を占める熱エネルギーに関しては、コージェネレーションやヒートポンプ等の熱源の共同利用や未利用熱エネルギーの利用により、大幅な省エネを達成できるとともに、自律・分散型のエネルギー源としても活用可能である。民間事業者や地方公共団体等が主導する熱エネルギーの有効利用の推進に向けた制度整備が重点課題である。

○重点番号26：熱エネルギーの活用のための制度整備

【改革の方向性】

熱エネルギーの有効利用を進めるため、熱供給の柔軟な運用、河川熱や下水熱等の利用、熱導管の整備に関する規制緩和等を検討する。その際、まちづくりと一体となってエネルギーインフラの整備を検討することの重要性にかんがみ、まちづくり政策とエネルギー政策の縦割りを打破するような省庁横断的な新たな枠組みについて検討を行う。

【検討の対象】

対 象：熱供給事業法の特例措置、河川水熱利用に係る通達の改正、標準下水道条例改正・ガイドライン策定など

検討の場：経済産業省 総合資源エネルギー調査会省エネルギー部会、国土交通省 社会資本整備審議会

【結論を得る時期等】

- ・ 23年4月の閣議決定において、下水熱・河川熱等の未利用エネルギーの活用ルールを整備することとされている。
- ・ エネルギー・環境会議「エネルギー需給安定関連の規制・制度改革リスト」掲載項目
- ・ 23年中に検討を開始し、結論を得られたものから逐次措置。

○重点番号18：地球温暖化対策地方公共団体実行計画における再生可能エネルギー導入の位置づけ強化（再掲）**【改革の方向性】**

地方公共団体が主導した再生可能エネルギーや未利用エネルギーの導入促進のため、地球温暖化対策法において策定義務が課されている地方公共団体実行計画における導入目標の設定の在り方、条例との連携等について検討する。

【検討の対象】

対象：地球温暖化対策推進法（地方公共団体実行計画策定マニュアルを含む）
検討の場：環境省

【結論を得る時期等】

- ・ エネルギー・環境会議「当面のエネルギー需給安定策工程表」掲載項目
- ・ 23年度に検討開始、24年度中に措置。

おわりに ～規制・制度改革の重点課題の実行に向けたプロセス

規制改革アクションプランでは、原則、年度内に結論を得るべき規制・制度改革として、

- ・ 電力システムの改革で9項目（送配電、スマートメーター・電気料金、卸市場）、
 - ・ 再生可能エネルギーの導入加速で9項目（太陽、風力、地熱、再生可能エネルギー共通項目）、
 - ・ 省エネルギーの推進で8項目（ピーク対策、蓄電池、省エネ基準、熱利用）
- の重点課題を特定した。あわせて、その改革の方向性、検討対象（法律、政令改正、省令改正、規則改正など）、結論を得る時期等を明示した。

規制・制度改革に関する分科会⁴においては、エネルギー分野の改革が優先課題の一つとして議論されている。この規制改革アクションプランに従い、エネルギー・環境会議は、行政刷新会議や関係省庁と連携して検討を行いながら、各省庁における取組を促し、課題を解決する。

今後、民間からの意見聴取結果を踏まえつつ、年末には規制改革アクションプランの進捗報告をエネルギー・環境会議で行い、年度末には最終的な報告を取りまとめる。この中で、年内に措置が可能なものについては、速やかに措置する。

⁴ 「規制・制度改革に関する分科会」は行政刷新会議の下に設置されており、平成23年10月3日に分科会が開催された。

別表 ～国民的な議論を深めるために

再生可能エネルギーへの関心は高い一方で、規制・制度改革の対象となる項目や論点等が共有されておらず、個々の現場では過去の経験、他のケースの教訓が活かされていない。

このため、本文に掲げた重点課題を含め、現時点で関係府省が取り組むこととしている又は検討することとしている規制・制度改革事項を別表の「実施・検討事項詳細リスト」に取りまとめた。この中には、既に行政刷新会議などで議論され、改革の方向性について閣議決定されているものやその拡充・前倒しも含まれる。詳細リストの項目については、詳細リスト中のスケジュールに従い、検討・措置する。

この詳細リストは、再生可能エネルギーに関心のある民間事業者、地方自治体など多くの方々の議論をより意義深いものとするを目的として公表する。また、このリストに掲げられた事項以外にも様々な規制・制度改革に関する要望や課題があり、これらについて、規制・制度改革に関する分科会等の場において幅広い検討がなされる必要がある。

革新的エネルギー・環境戦略は、本年7月29日決定の基本理念、すなわち、国民的な議論を経て決定することとしている。詳細リストは、この基本理念を実行するために明らかにする。